

第 45 回公害紛争処理連絡協議会から

「全国の公害紛争処理の概況報告等について」

公害等調整委員会事務局長 駒形 健一

本日は、都道府県の皆様方、また、御講演いただく関係者の皆様方、大変お疲れさまです。また、お忙しい中御参集いただきありがとうございます。

それでは、早速ですけれども、全国の公害紛争処理の概況などにつきまして、お手元の資料 3 に沿って説明させていただきます。

1 平成26年度における公害等調整委員会での公害紛争処理

(1) 平成26年度における公害紛争事件の処理状況

まず、平成26年度における公害紛争事件の処理状況でございますが、公調委での公害紛争事件の係属数は71件で、前年度78件からは減少したものの、引き続き高い水準となっております。これらのうち、平成26年度に新たに受け付けた事件は20件であり、そのうち裁定事件の受付数数は18件です。また、終結した事件は27件で、それらのうち、「島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件」など一部認容の裁定が2件、調停成立が2件、裁定事件が職権で調停に移行して調停が成立したものが3件ございました。

(2) 公害等調整委員会における制度利用の促進等の取組

次に、公調委における公害紛争処理制度利用の促進等の取組を御紹介いたします。

① 事件調査の充実

まず、事件調査の充実についてです。公調委では、申請人が主張する加害行為と被害との因果関係を解明する調査を実施し、事件の迅速かつ適正な処理に努めております。26年度には、民間業者などに委託して行う調査を8つの事件について、裁定委員長や裁定委員などの委員が被害地、被害発生地などに出向いて行う現地調査を1つの事件について実施いたしました。そのほか、事務局による関係地方自治体へのヒアリング、専門委員などの現地調査などを頻繁に行っております。

② 現地期日の開催

また、東京から離れたところに在住する当事者の負担軽減を図るため、現地での審問期日の開催にも尽力しております。26年度は、全25回の期日のうち、6回の現地期日を開催いたしました。

③ 広報活動の取組

さらに、公害紛争処理制度の一層の周知を図るために、広報活動にも力を入れております。主な取組といたしましては、公害苦情処理を担う市・区役所を訪問し、公害紛争処理制度の紹介や公害苦情処理に関する情報・意見交換等を行っており、26年度は首都圏の59市区町村及び首都圏以外の31地方を訪問いたしました。また、法テラスの地方事務所での説明会なども実施しております。さらに、全国の高等裁判所、地方裁判所に対し、公害をめぐる民事訴訟において、訴訟が係属している裁判所が公調委に対し原因裁定を囑託することができる旨の認知拡大を行っております。

2 平成26年度における都道府県公害審査会等での公害紛争処理

次に、都道府県公害審査会における最近の公害紛争処理について御紹介いたします。資料5ページからのページを御覧ください。

まず、受付・終結の状況であります。平成26年度に審査会等が受け付けた事件は40件でございます。これに前年度からの繰り越された41件を加えた81件が26年度に係属した数でございます。このうち、42件が26年度中に終結しております。

ちなみに、過去5年の累計での受付件数をカウントしてみますと、例えば埼玉県、東京都が20件、大阪府が17件、京都府が13件、千葉県が12件、神奈川県が10件などとなっている一方、過去5年間一度も受付がなかった県が11県ございました。今後とも一層、制度の周知を図っていただいて、この公害紛争処理制度を、住民の方、国民の皆様に、できるだけ多く活用していただけるよう、広報をよろしく願いいたします。

次に、平成26年度に受け付けた40件について、申請人数別割合を見ますと、申請人が1人、すなわち個人で申請された事件が約6割を占めている状況です。

また、公害の種類別割合ですと、申請人が主張する公害の被害のうち、多くは騒音、振動が占めておりますが、近年は、典型7公害以外の日照障害、眺望障害、土砂公害など、生活環境を悪化させる要因を含めた紛争の一体的・総合的な解決を求める事件も見られております。

平成26年度に終結した42件につきましては、調停成立した事件が13件、打切りが24件、取下げが5件となっております。制度発足当初と比較しますと、近年は打ち切られるケースがやや増加傾向にあります。また、調停成立した事件の合意事項を見ますと、全て発生源対策により解決が図られております。

3 公害紛争処理制度に関する懇談会

公害紛争処理制度に関する懇談会は、昭和45年に公害紛争処理制度が創設されて以来45年が経過しており、かつての産業型公害から都市型・生活型の紛争への変化、騒音などの近隣紛争の増加傾向、新たな類型の健康被害や自然環境保全意識の高まり、情報通信技術の発達などを踏まえ、公害紛争処理制度における現代的な課題を整理するために開催したものです。

昨年9月に第1回を開催し、計8回の議論を行い、今年6月に報告書を取りまとめました。

なお、本懇談会の議論において、ヒアリングに御対応いただいた都道府県もございます。この場をお借りして改めて御礼申し上げます。

報告書は、公調委ホームページにて公表しておりますが、都道府県における公害紛争処理に関する議論も御紹介しますと、近年は、より住民に身近な事件が増加していることから、より住民に身近な機関が紛争解決、つまり、都道府県における紛争解決の促進方策について検討いたしました。具体的には、都道府県に裁定権限を移譲することを検討しましたが、裁定書作成のための専門性や調査機能を確保するための体制整備が不可欠であって、費用対効果の観点からも、全ての都道府県に一律に移譲することは困難だと考えられる一方、希望する都道府県に対して移譲する手挙げ方式を採用することも検討されました。

また、都道府県における調停の活性化のため、複雑な調査を要する場合には公調委が調査に協力することや、専門委員を紹介することなどの提案がございました。

そのほかの論点も含め、その実現可能性については今後検討してまいりたいと考えています。

以上、平成26年度の公害紛争処理の概況及び公害紛争処理制度に関する懇談会の結果について、御報告させていただきました。

4 終わりに

公害紛争の迅速・適正な解決のため、皆様方に御協力いただいておりますことを重ねて感謝申し上げますとともに、市区町村との連携も含めまして、今後とも引き続き御協力をいただきますようお願い申し上げます。概況報告とさせていただきます。ありがとうございました。